

周南市徳山モーターボート競走場及び場外発売場の業務委託等に係るプロポーザル選定委員会設置要領を次のように定める。

平成31年4月1日

周南市モーターボート競走事業管理者 山本 貴隆

周南市徳山モーターボート競走場及び場外発売場の業務委託等に係るプロポーザル選定委員会設置要領

(趣旨)

第1条 周南市徳山モーターボート競走場及び場外発売場の業務委託等において、プロポーザル方式により受注候補者を選定するため、周南市徳山モーターボート競走場及び場外発売場の業務委託等に係るプロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置することとし、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) プロポーザル方式による業務発注を行うにあたって、募集要領を検討、決定すること。
- (2) 提案案件について審査すること。
- (3) 受注候補者の選定、決定に関すること。
- (4) その他当該プロポーザル方式の実施について、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者に、当該業務委託等に係る担当課の長が指名する3人以内の職員を加えた者をもって組織する。

- (1) 周南市モーターボート競走事業管理者
- (2) ボートレース事業局次長

(3) ボートレース管理課長

(4) ボートレース事業課長

(委員長)

第4条 委員会の委員長は、周南市モーターボート競走事業管理者の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故が生じた場合は、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、当該業務委託等を担当する課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。